

各位

当法人は、「東京都における『NPO法の運用方針』に基づき、主たる事務所住所の変更届出を所轄庁である東京都に提出することが義務づけられておりますが、下記諸事情によりその提出を行うことができず今に至っておりますこと、深くお詫び申し上げます。

今般、上記提出が未了であることについて、同法にもとづく「市民への説明要請」を東京都から受けており、謹んでつぎのとおり報告いたします。

記

1. 期日までに書類提出できなかった理由

- (1) 新型コロナウイルス感染拡大に伴う外部環境の激変に起因する突発的かつ大幅な運営負荷増大した。感染防止のために運営計画の突然かつ大幅な変更が生じ、実施が困難だったため、書類対応も遅れが生じた。
- (2) 2022年2月に一度書類を提出したが、書類不備があり、再度提出を求められていた。担当者が3月繁忙期に入り業務の優先順位を検討せざるをえなくなり、また、担当者が体調不良にもなったため、一時的に業務の対応ができなくなり、計画通りに実行できなかった。

2. 主たる事務所住所変更に関する書類の提出予定日

現在、法務局にて変更手続きを行っているため、2022年4月中には全ての書類を東京都に提出予定です。

以上

----- 本件に関するお問い合わせ先 -----

特定非営利活動法人腎臓病臨床経済協議会

住 所：東京都北区赤羽1-41-12

メール：info@jhen.jp

担当者；NPO法人腎臓病臨床経済協議会事務局
